

福岡県障がい者リハビリテーションセンターの指定管理者の募集に関する要領

1 指定管理者の募集

福岡県では、公の施設である福岡県障がい者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読の上、申請書に必要書類を添えて、県へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例
- (5) 福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則

2 施設の概要

- (1) 名称
福岡県障がい者リハビリテーションセンター
- (2) 所在地
福岡県古賀市千鳥3丁目1番1号
- (3) 施設の設置目的
障がい者の自立訓練その他必要な支援を行い、もってその福祉の増進を図る。
〔福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例（昭和55年福岡県条例第27号）第一条〕
- (4) 活用目標
利用者数の増加を目指す
 - ・ 自立訓練
 - うち、機能訓練 月平均 44.0 人
 - 生活訓練 月平均 20.0 人
 - ・ 施設入所支援 月平均 48.0 人
- (5) 土地建物
敷地面積：15,984㎡
建物構造：鉄筋コンクリート造2階建
延床面積：7,282㎡
工作物：別添「工作物台帳」のとおり
樹木：別添「樹木台帳」のとおり
- (6) 施設の概要
別紙「施設の概要」及び「配置図」等参照
- (7) 避難所等の指定
センターの体育館は、施設所在市町村である古賀市から福祉避難所として指定されています。このため指定管理者は、県及び古賀市と協議のうえ、福祉避難所施設利用に関する協定書等を締結し、必要な対応を行うこととなります。

3 指定管理者が行う業務（詳細は別添の「福岡県障がい者リハビリテーションセンターの管理状況等について」を参照してください。）

- (1) 障がい者の自立訓練その他必要な支援の実施に関する事
- (2) 高次脳機能障がい支援事業に関する事
- (3) 施設利用者との契約に関する事
- (4) 施設利用に係る介護給付費等請求及び利用者負担額の徴収に関する事
- (5) 敷地、建物、工作物、樹木の一体的な維持及び保守に関する事
- (6) 施設の修繕に関する事（事前に協定等を締結し、両者で確認のうえ、実施することとします。）

※ 業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

4 管理に関する基準

(1) 利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民がセンターを利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及びセンターに従事している者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月福岡県訓令第1号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実にを行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

(2) 秘密保持義務

指定管理者及びセンターに従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

(3) 休館日

センターは施設入所支援を行っているため休館日を設けていません。

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

ただし、この指定期間は、議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

6 応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる（1）及び（2）の要件を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。
- (2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間

にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。
- ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。
- オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないもの。
- キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるもの。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。

7 選定方法

（1）選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性（公益性）の確保	管理運営方針等	県の方針の反映、組織体制 施設事業との関連、関係団体との連携
	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方
施設利用及びサービスの向上	利用の促進	事業の展開 広報・PR対策
	サービス・利便性の維持向上	福祉サービス向上策の提案
		教育・研修システム
		相談や苦情への対応 安全対策、危機管理
経営（収支）改善	収支の改善 経営の効率化	収入の確保
		総人件費
		今後の収支改善計画
		経営の効率化
職員確保方策及び健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画 業務引継時の雇用対策
		健全な財政基盤
		経営等の状況 資産等の状況

施設管理上の個別事項	その他の特記事項	個人情報保護、情報公開
		入札参加制限等
		業務実績等（類似施設の管理実績等）

※大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としない。

(2) 選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施したうえで評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定します。

なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

8 指定管理者の指定及び協定等の締結

(1) 指定議決

指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を要します。

その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・団体名、③指定期間です。

(2) 協定等の締結

議会の議決を経て、指定を通知した後に、県と協定等を締結していただきます。

協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の2本立てとなります。

- ・事業計画に関する事項
- ・再委託に関する制限
- ・責任分担
- ・業務報告（定期報告）
- ・事業報告
- ・損害賠償
- ・秘密の保持
- ・その他必要な事項

9 委託料等

(1) 管理経費

センターの管理業務に係る経費は、利用料収入及び県が支払う委託料をもって充てるものとします。県が支払う管理委託料については、5カ年総額が現行の額の5カ年分以内となるよう、収支計画書を作成してください。

なお、利用料収入は、指定管理者の収入となります。

（現行の管理経費等については、別添「福岡県障がい者リハビリテーションセンターの管理状況等について」を参照してください。）

(2) 支払方法

県が指定管理者に委託料（管理委託料）として四半期ごとに支払います。

県が管理委託料上限額を算定する際に用いた人件費単価及び下記価格指数について、公募時点から上昇または下落した年度においては、管理経費を見直したうえで翌年度の協定に反映します。

物品	企業物価指数（日本銀行調査統計局）
サービス	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）

なお、12月までの指数の平均が、協定で算定した指数よりも上昇した場合には、その上昇分に係る管理委託料を別途算定します。

（3）委託料の精算

利用料金収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する不足が生じた場合は、原則として補填は行いません。

10 ネーミングライツ（命名権）

福岡県では、県有財産を活用した新たな収入確保のため、県有施設へのネーミングライツ（命名権）の導入を検討しており、今回募集する施設についても、指定期間内に導入する可能性があります。

これによりネーミングライツが付与された者（命名権者）が現れ、指定管理者が行う業務に影響を及ぼすおそれがあることから、指定管理者は、必要に応じて開催される関係者会議での協議にご協力ください。

11 指定管理者と県の責任分担等

福岡県と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めます。

	福岡県	指定管理者
物価の変動（人件費、物件費等）に伴うコスト増	○	
金利や為替の変動に伴うコスト増		○
施設の保守点検・維持管理（軽微な修繕を含む）		○
施設設備の大規模修繕	○	
事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任	協議事項	
建物共済加入（火災、自然災害等による損害）	○	
施設賠償責任保険加入		○
包括的な管理責任	○	

※ ただし、表に定める事項に疑義が生じた場合又は表に定めのない事項については、福岡県と指定管理者の協議の上、責任の分担を決定するものとする。

12 事業報告書の提出

毎事業年度終了後、指定管理者はセンターの管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで協定等に定めます。

- ① 管理業務の実施状況
- ② センターの利用状況
- ③ 管理経費及び料金収入の実績

13 調査、指示及び監査等

(1) 調査、指示等

福岡県は、指定管理者によるセンターの管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

(2) 監査

福岡県の監査委員等が福岡県の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

(3) その他

指定管理者は、施設の利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等を実施し、利用者の意見・苦情等の聴取に努め、その結果と業務改善への反映状況について県に報告してください。

14 指定の取り消し等

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取り消しにより、福岡県に損害が発生するときは、福岡県は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

15 応募（申請）書類

次の書類について、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データでの提出をお願いします。PDF 化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合、事前にご相談ください。

ふくおか電子申請サービス

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=B01201&shinseiEdaban=01>

上記サービスにて応募（申請）する際に提出先を選択する必要があります。当施設の申請書類の提出先は「企画管理・給付係（障がい福祉課）」ですので、「企画管理・給付係（障がい福祉課）」を選択の上ご応募ください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
- ⑥ 登記事項証明書
- ⑦ 役員の名簿及び履歴を記した書類
- ⑧ 過去3年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに

準する書類

- ⑨ 法人の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
- ⑫ 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
- ⑬ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書

※①、④、⑬の書類への押印は不要です。

※必要に応じて追加書類を求めることがあります。

16 申請期間（書類の受付期間）

令和7年7月25日（金）9時00分から令和7年9月24日（水）17時45分まで

なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

17 現地説明会

開催日時：令和7年8月7日（木）14時～（受付13時30分～）

場 所：福岡県障がい者リハビリテーションセンター

福岡県古賀市千鳥3丁目1番1号（092-944-1041）

申込方法：法人名及び参加希望者名（各団体3名まで）を明記の上、郵送又はFAX、電子メールのいずれかにより、8月1日（金）までにお申し込みください。

なお、応募（申請）を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

18 応募（申請）に関する質問

受付期間：令和7年8月8日（金）から令和7年9月5日（金）まで

受付方法：質問票（様式自由）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX：092-643-3304

E-mail：shogai@pref.fukuoka.lg.jp

回答方法：質問者にはFAX又は電子メールにて回答するとともに、回答については、随時福岡県庁ホームページにおいて公表します。

19 申請書類の提出先及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部障がい福祉課企画管理・給付係（行政棟南棟2階）

TEL：092-643-3262、FAX：092-643-3304

E-mail：shogai@pref.fukuoka.lg.jp

20 今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続きを進めます。

R7年 8月 7日 現地説明会

R7年 9月24日 申請書類受付締切

R7年	9月	下旬	書類審査、ヒアリング
R7年	10月	下旬	指定管理者選定委員会
R7年	11月	上旬	指定管理者の候補者内示
R7年	12月	下旬	指定議決
R8年	1月		指定管理者の指定の告示
R8年	3月		県と指定管理者との間で協定締結
R8年	4月		指定管理者による管理開始